

第四十回国会 法務委員会

第二十一号

(五七一)

昭和三十七年四月二十四日(火曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長

河本 敏夫君

理事稻葉

修君 理事田中伊三次君

理事林

博君

理事牧野

理事坪野

米男君 理事松井

池田 清志君

上村千一郎君 誠君

唐澤 俊樹君

岸本 義廣君

小金 義照君

千葉 三郎君

松本 一郎君

猪俣 浩三君

田中織之進君

田中幾二郎君 郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

法務政務次官

尾関 義一君

検務局長

事務官 濱本 一夫君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

律の整理等に関する法律案(内閣提出第一三五号)

訴訟の進行中に裁決が下ったという場合には、その訴訟の対象になっているところの処分と、その後に出てきた裁決と二つあるわけですが、その三ヵ月たつても裁決のないときに起こした訴訟の対象物は、裁決があつた後には一

ます。また審査請求における裁決が原処理を加えないで済むわけでありま

す。また審査請求における裁決が原処理を加えないで済むわけでありま

す。

たつても裁決のないときに起こした訴

ます。

ます。</p

なりの間に裁決しなければならぬといふ、こういふ行政方に一つの制限を期限を与えておいた方がいいんじやないかということを考えたためにこういふ疑問が起きたわけあります。これはどうでしよう。

○濱本政府委員 本法で解決しておりますのは、つまり訴願前置を課せられて、

そういう制限を課せられている場合の制限を一部はずす規定でありますから、本法にはおっしゃるようなことは関係ないわけなのであります、かりに行政不服審査法なり、あるいは個々の行政法規に、何ヵ月以内に裁決しなければならぬという規定がございましても、現実に裁決がなければやはり同じ結果が起きるわけでありまして、その間の結果はやはり理論に待たざるを得ないわけであります。その場合に適用になります理論は、今私が御説明申し上げた通りになるわけであります。

○河本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 行政事件訴訟法案に対し、松井誠君外八名より修正案が提出されております。

行政事件訴訟法案に対する修

正案 中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十一条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十九条」を「第三十

八条」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第四十四条」を「第四十三条」に、「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

6 第二項から前項までの規定は、抗告訴訟の類型を限定する趣旨のものと解してはならない。

第八条第一項ただし書きを削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項中「本文」を削る。

2 従前の法律又はこれに基づく法令の規定で前項の規定と矛盾し又は抵触するものは、その効力を有しない。ただし、原告にとって利益となるものについては、この限りでない。

第十四条に次の一項を加える。

5 従前の法律又はこれに基づく法令の規定で前項の規定と矛盾し又は抵触するものは、その効力を有しない。ただし、原告にとって利益となるものについては、この

第十七条を削り、第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条中「前四条」を「前三条」に改め、同条を第二十八条とす

る。

第三十条を第二十九条とし、第二十二条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

第三十二条第一項中「第三十三条」を「第三十四条」に改め、同条第三項中「第二十九条」を「第二十八条」に改め、同条第三条に改め、同条を第三十七条とする。

第三十九条を第三十八条とし、第三十九条を第三十九条とする。

四十条を第三十九条とする。

第四十三条第二項中「第三十六条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第三十九条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条第一項中「第三十六条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第三十九条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十四条を第四十二条とする。

第四十五条第一項中「第三十九条」を「第三十八条」に改め、同条第四項中「第三十五条」を「第三十四条」に改め、同条を第四十四条とする。

附則第一条を次のように改める。

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、別に法律で定める。

附則第九条及び附則第十一條中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

○河本委員長 修正案はお手元に配付してある通りであります。

この際、本修正案の趣旨の説明を求めます。松井誠君。

○松井(誠)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、行政事件訴訟法案に対する修正案の趣旨説明を行ないます。

この際、本修正案の内容につきましては、今委員長が申されましたよう

うに修正する。

行政事件訴訟法案の一部を次のように修正する。

正案

行政事件訴訟法案に対する修

正案 中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十一条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に、「第三十九条」を「第三十一条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十九条を第三十八条とし、第三十九条を第三十九条とする。

そこでわれわれがなぜこのような修

正案を出すかという理由について申し上げたいと思います。今度の法案が今まで疑問であり、問題であつたといふような点をいろいろ解決をしたといふ意味で多くの改善の点があるということ、そしてそれに関連をしてたくさん

そういうことから以下四点の修正点を提案をするわけであります。

最初の第一点は、本法案の第三条に對する修正でございまして、これはいわば技術的な修正になるわけであります。抗告訴訟は、この法律案に書いてあるのは、いわば單なる例示であつて、それ以外の抗告訴訟を認めない趣旨でないということを提案理由によれば明瞭にうたわれておりますけれども、しかし、法案自体からはそのようないことは読みとり得ないわけであります。従つて、この抗告訴訟の類型は例示であるということを具体的にはつきりと条文にうたう。これは事柄の本質を必ずしも変えるものではございませんけれども、こうすることによって、抗告訴訟をこれ以外のものに広めようとすると動きを事実上制肘をするといふことをできるだけ防ごうとするわけであります。もちろん、このような規定を入れましても、抗告訴訟が一応あい形で類型が上がつておりますという

こと自体、その抗告訴訟を起こそうとする人、そしてその抗告訴訟を認めようとする裁判官に、何がしかの事実上の圧力と言いますか、そういうものを加えることは否定はできませんし、従つて抗告訴訟をそういう形で類型化したということと自体に問題がないわけではありません。

その次、第二点は第八条の修正であります。これは、いわゆる訴願前置といふものをこの法案は廃止をすることを原則としたしておりますけれども、原

則に対する例外というものが非常に多い。われわれは訴願前置を廃止したということには根本的に賛成であります。従つて、それがたくさんの例外を作る道を大幅に広げるということでは、訴願前置廃止の原則が事实上有名無実になるのではないか。そういうことでこの訴願前置に対しても例外を認めないという趣旨の改正が第二点であります。

ます。この第十四条の修正は、出訴期間についての例外を認めないと、いうこととあります。現行法によりますと六カ月という出訴期間が、本法案では三カ月と短縮をされております。そのこと自体にももちろん問題がありますけれども、より大きな問題は、他の法律によつてこの三カ月の出訴期間の原則がやはり多くの点で破られておるということとあります。三カ月のこの出訴期間必ずしも長くはない、やはり六カ月とするのがほんとうであったのではないかという疑問も持ちますけれども、もし三カ月にするならば、ほかの法律案で一々それより短い例外を設けるということは、訴訟を提起しようといふ人にとっては非常に繁雑で、混乱が起こりやすい。三カ月よりも短くしなければならないという具体的ないろいろな法律の規定そのものも、必ずしもその合理性というものははつきりしない。従つてそういう立場から、まさに国民の権利救済を全うするという立場から、そういう繁雑な例外というものをやめて、三カ月の出訴期間ということに統一をするというのが第十四条の修正の趣旨であります。

大臣の異議権の点であります。これが、先ほども言いましたように、われわれがこの法律案の中で最も問題とし、最も反対をすべき点であるわけであります。この二十七条を全文削除するというのが修正の内容であります。その理由は、今までも再々申し上げておりますので、簡単に要約をいたしたいと思いますけれども、第一点は、このような總理大臣の異議権というものが憲法との関係において違憲の疑いが強いということであります。執行停止の処分が行政処分であるのか司法処分であるのかということについていろいろ議論はございましたけれども、しかし、少なくともその処分が明らかに司法処分である訴訟と具体的に密着をして、いわば一体となっておるということ自体は否定しようもないわけであります。そして、なぜそのようにならなければならない。そういう形になつておるかということは、訴訟というものを効果的に遂行するために、やはりその執行停止というものが機械的に、必然的にそれに結びついて、いわば一体となつておるということは、やはり訴訟そのものに介入するということにならざるを得ない。そういう実質的な立場から考えますと、この執行停止が行政処分であるか司法処分であるかという、いわば形式的な、観念的な議論からさりに進んで、憲法が実質的に司法権というものの独立を保障し、行政権のこれに対する介入といふものを否定をしていい、そういう憲法の原則からなはだ違憲の疑いが濃いということが、この異議権反対の第一の理由であります。

そしてこのように違憲の疑いの濃い制度をあえて入れようとするには、そういう違憲というものの制約を乗り越えてなおかつ認めなければならぬとの非常に強い必要性というものがなければならないわけではあります。そういう点につきまして、政府のいろいろな御答弁の中から、われわれはどうしても、なぜこの制度がぜひとものかという合理的な理由を発見することができないわけであります。この法律の二十五条には、執行停止についてのいろいろな手続が書いてあります。行政官庁は疎明の処理をなさなければなりませんし、そして裁判所はあらかじめ行政官庁の意見を聞かなければなりません。そしてそのような意見を聞いた場合にも、それに対しては即時抗告といふ形でその決定の当否というものが争われるわけであります。このような幾多の閑門を経てなし遂げられる執行停止というものを、さらに異議権という形でそれを否定するという現実の必要と、いうものが一体どこにあるかということがどうしても理解できないわけあります。やはり、それをほんとうに理由あらしめておるものは、結局のところ、裁判官に対する不信、裏返して言ふならば行政官庁に対する信頼ということにならざるを得ない。そのことが当を得ておるかどうかは別として、そのことを認容しない限り、私はこの制度の合理的な理由というものはないのではないかと思うのです。ところが、その行政官庁に対する信頼というの

は、まさにわれわれが信頼するに値するかどうかということを考えてみます。すると、これは残念ながら、この法律の運用そのものがそれを裏切つておるに違ひありません。たとえば、現実にこれまで法律がどのような形で役割を果たしておるかということについて、実は具現的な実証的な数字として統計が整備されておりませんので、その点はなはだ残念でありますけれども、われわれの観測では、たとえば行政協定に基づく特別措置法というものの行政処分に対する執行停止というものは、原則として総理大臣の異議というものが必ずつきついているのではないか。言つてみれば、そのような安保条約、それに基づく行政協定なり地位協定なりというものを積極的に推し進めるという判断といふものをこの総理大臣の異議が現実に果たしておるのではないか。それが乱用であるかないかという問題には、考え方によつては違うでしょう。けれども、少なくともそのようなものを推し進めることはいけない。地位協定や行政協定の実施を推進めるということはいけないと、これを阻止することは、乱用だという考え方方が国民の一部にあるということでも、これはもう否定のできない事実であります。しかし、政府当局の御答弁によりますと、昭和二十五年の暮れの次官会議の決定以来、そういう総理大臣の異議権の乱用はないのだというふうと言つておるに違ひありません。そして、これは、そのような異議権を必要ならぬとしめる行政執行停止申請が多くあつたから特別措置法関係の異議権というものが出をしておるのであります。

らなのか、あるいは少ないにもかからず異議権が多くなってきたのかどう肝心の点についての数字的な立証いうものができませんけれども、しきないのだ、従つて初めから執行停止の申請をしないのだ、そういうことは、もう現実にそういう事件を取扱つておる弁護士の間では意識される。そういう具体的な効果といふのを考えてみると、私は、行政権乱用の現実の歴史というものがあり、そしてこれからあともそれが乱用されないという具体的な保障といふものはないと思うのです。何か政府の恣意弁によりますと、この法律案には、そういう具体的な乱用防止の法律的保障といふものがあるかのようなお答えでございましたけれども、どこにももちろんそういうものはあり得るわけではありません。そういうものの乱用の防止の保障といふものは、やはり行政権がほんとうに民主化され、いううござえがなければ、その乱用の防止はできないわけでございましょう。従つて、裁判官に対する不信、行政官に対する信頼という、その唯一の合理的な理由といふもの、われわれは理由がないと考えざるを得ないわはです。

ダー・ラインにある、そういう領域であるだけに摩擦がある。従つて、その摩擦を解消するためにはこういう制度が必要なんだという御答弁でありますけれども、しかし、そのような摩擦を行政権の一方的な優位という形で解決しなければならないという理由は少しもない。そういう結論を出すにはあまりに論理が飛躍しておると思うのです。少なくともそのような摩擦を解決するためには、相互にコントロールするということでなければ、この制度を根本的に認めるという立場に立つても、私は筋道が通らないのではないかと思う。たとえば、言つてみまするならば、裁判官が異議権に対する審査権を持つ、あるいは事後の国会の報告といふものを承認に変える。そういうことで、報告を承認に変えるということはあまり大した意味はないかもしれませんけれども、しかし、行政、司法、立法のお互いの間のそういう入り組んだ相互的なコントロールをするということならば、あるいは異議権というものを認めるという立場からいえば理屈も合った制度だということが言えるかもしれません。しかし、それすらもなくて、行政権の一方的な優位という立場で問題を解決しておるということですが、何としても筋が通らないと思うわけであります。

以上が、われわれがこの修正案を提案をする理由でございます。

○河本委員長 以上をもちまして修正案の趣旨説明は終わりました。次回は明二十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会